

資産概念と分離可能性についての一考察

A study of the assets' concepts and the severability

博士後期課程 商学専攻 1997年度入学

野手 裕之

Yuji Node

- I はじめに
- II 創立費及び開業費の性質
- III 経済的便益（用役潜在力）概念と創立費及び開業費の資産性
- IV 経済的便益以外の現在の資産概念の要件と創立費及び開業費の資産性
- V 分離可能性概念と創立費及び開業費の資産性
- VI おわりに

I はじめに

本稿は、スタートアップ活動の原価、即ち、スタートアップコスト（start-up costs）のうち、特に、創立費（organization costs）及び開業費（preliminary expenses）を手掛かりに、現在の資産概念の問題点^{注1}と、その解決のための提案として、資産概念に分離可能性（severability）の概念を追加することの有用性について検討するものである。

1998年にアメリカ公認会計士協会（AICPA）の会計基準執行委員会（AcSEC）から、参考意見書（Statement of Position）98-5『スタートアップ活動の原価に関する報告』（SOP98-5）が公表されたことで、アメリカにおける一般に認められた会計原則（GAAP）として、スタートアップ活動に係る原価の会計処理が確定した。つまり、創立費、創立準備費（preopening costs）、開業準備費（preparing costs）等の会計処理が規定され、そして、SOP98-5によって、スタートアップ活動の原価は、発生時に費用処理することになった（SOP98-5, par.12.）^{注2}。

1985年にアメリカ財務会計審議会（FASB）が公表した『財務会計諸概念報告書』（SFAC）の第6号『財務諸表の構成要素』（SFAC6）^{注3}は現行の財務会計の基礎をなすものであるが、その資産概念の下で、創立費に対して、資産性を認める見解と資産性を認めない見解が存在していた^{注4}。確かに、SOP98-5は、このような、スタートアップ活動の原価を資産として処理したり、費用として処理したりという実務上の問題を解決することには成功したといえる。しかしながら、理論的な問題は、同一の資産概念において、同一の項目に対して資産性を認めるあるいは認めないという点にある。資産概念が、どのような項目を資産とするかの判断に役立たないということであれば、資産概念に問題があるということである。

そこで、本稿では、スタートアップ活動の原価、特に、創立費及び開業費を手掛かりとして検討を進めるために、創立費及び開業費の性質についての本稿における解釈を明らかにすることから始めていく。

その上で、SFAC6をはじめとする現在の財務会計の枠組みにおいて、資産は、経済的便益という概念を中心に統一的に把握されているので、この概念を検討し、次いで、資産概念を構成する経済的便益以外の要件（支配、過去事象の発生、発生可能性）の検討をする。経済的便益の概念的特徴の検討にあたって、W.A.Paton『会計理論』（1922年）^{注5}、W.Vatter『資金会計論』（1947年）^{注6}、R.T.SprouseとM.Moonitz『企業会計原則試案』（ARS3、1962年）^{注7}における資産概念を中心に確認することで、つまり、アメリカにおける経済的便益とその類似する概念（価値、用役潜在力）^{注8}を基礎とする資産概念の変遷を確認することで、経済的便益の意味と創立費等の資産性の検討をする。その結果、PatonからVatterの資産概念が導かれる過程で資産概念の精密化が図られるが、Vatterは創立費等の資産性を認めているので、用役潜在力や経済的便益という概念そのものからは、創立費等の資産性を否定できないことを示す。更に、Vatterの資産概念に影響を受けたARS3の資産概念はSFAC6に非常に類似しているが、創立費等の資産性を認めているので、ARS3とSFAC6の資産概念を、特に、経済的便益（用役潜在力）以外の要件を比較しながら、SOP98-5が創立費等の資産性を否定する根拠の1つとして示している発生可能性の高いという要件を含めて、SFAC6の資産概念からは、創立費等の資産性を否定するには十分でないことを明らかにする。

そして、SOP98-5が示した創立費等の資産性を否定するもう1つの根拠である全体としての企業に関連する項目を資産から除くという点の検討に進む。この根拠こそ、1976年に公表されたFASB討議資料『財務会計及び財務報告のための概念的枠組みに関する論点の分析：財務諸表の構成要素とその測定』（DM7）^{注9}においてSFAC6が採用したような定義の代替案として示されていた（DM7, par.91.）分離可能性あるいは交換可能性（exchangeability）の要件（制約）によるものであるといえる。MacNeal^{注10}やChambers^{注11}らによって提案された分離可能性や交換可能性によって、資産概念が明確になり、実際にある項目の資産性の判断に採用されているのであれば、資産概念に取り入れるかは、この概念の前提の合理性に依存することになる。そこで、最後に、分離可能性の意味と根拠をChambersの見解を中心に確認し、その有用性を検討する。

II 創立費及び開業費の性質

SOP98-5公表以前は、スタートアップコストに関する理解には様々あった。例えば、創立準備費や開業準備費を、事業や生産が開始される以前に発生したものであり、スタートアップコストを、事業は開始されているが、通常の生産能力まで達してない時点で発生したものであるといったような見解が、それである（SOP98-5, par.30.）。このような見解の不一致を解消するために、SOP98-5は、以下のように、それらを含めてスタートアップコストとしたわけである。

SOP98-5によれば、「スタートアップ活動は、新規設備の利用開始、新規の製品や用役の導入、新規地域での事業の実施、新規の消費者や受益者（beneficiary）を伴う事業の実施、既存設備への新規プロセスの導入、あるいは、新規事業の開始といった、一度だけの活動として定義される。スタートアップ活動には、（一般的に創立費として処理される）新たな実体を組織することに関連する活動を含む。」（SOP98-5, par.5.）と定義され、こうしたスタートアップ活動に対する原価のすべてをスタートアップコストとしたのである。ただし、スタートアップコストの範囲には、長期性資産の取得や建築のための原価及び使用目的のために長期性資産を準備するための原価、棚卸資産の取得や生産のための原価、無形資産の取得のための原価、自家建設資産に関連する原価、FASB基準書第2号『研究開発費の会計』及び第71号『特定の規制形態の影響に対する会計』の範囲内の原価、非営利組織によって生じる資金調達（fund raising）の原価、資本調達原価、広告費は含まれない（SOP98-5, par.8.）。

SOP98-5におけるスタートアップコストは、我が国（企業会計原則第3-4-1-C、平成14年改正前商法第268条第1項～第3項^{注12}、法人税法施行令第14条、財務諸表等規則第36～37条及び財務諸表等規則ガイドライン第36条）において、繰延資産として扱われている創立費（創業費）、開業費（開業準備費）及び開発費といった項目を包括するものと考えることができる。

では、本稿で対象とする創立費及び開業費についての解釈を示すことにする。

創立費とは、企業を創立するための原価であり、これには、定款や諸規則の作成費、株式申込費、目論見書や株券等の印刷費、創立事務所の賃借料、創立事務に要する使用人の給料手当、金融機関等の取扱手数料、創立総会に関する費用、発起人の報酬、設立登記の登録税等が含まれる。例えば、株券の印刷代金は、その支出の直接的な効果は、株券が印刷されるということであるが、こうした支出によって実際に発現される効果は、企業の成立である。従って、創立費の本質は、定款等の作成や株券等の印刷といったことではなく、企業の成立に他ならない。

開業費とは、会社設立後、事業を解するまでの開業準備のための原価であり、これには、土地や建物等の賃借料、広告宣伝費、通信費、旅費交通費、消耗品費、支払利息、使用人の給料手当、保険料、水道光熱費等が含まれる^{注13}。例えば、開業準備のための広告宣伝費は、その支出の直接的な効果は、チラシ等に係るものであるが、こうした支出によって実際に発現される効果は、事業の開始である。従って、開業費の本質は、賃借料や広告宣伝費といったことではなく、事業（営業）の開始ということに他ならない。

このことは、機械装置の取得に係る支出、例えば、搬入のための運送費に類似しているように思われる。運送費は、その支出の直接的効果（機械が搬入される）は終了しているが、その支出に伴って実際に発現される効果は、機械装置の取得であるので、搬入のための運送費は、資産（機械装置の一部）として扱われるが、創立費や開業費の支出によってもたらされるものは、まさに、利益を創出する企業や事業に他ならないのである。

要するに、創立費や開業費として処理される項目への支出の効果は、企業そのものに係るあるいは事業そのものに係るものである。言い換えれば、創立費によって企業を取得し、開業費によって、事業を取得したと考えることができる。従って、機械装置の搬入費用が、機械装置の取得あるいは機械装置への投資として考えるのと同様に、創立費や開業費は、企業や事業の取得あるいはそこへの投資と考えることができる。このような解釈に基づいて、以下では、創立費や開業費の資産性の問題の検討を進めていくことにする。

Ⅲ 経済的便益（用役潜在力）概念と創立費及び開業費の資産性

SFAC6は、「資産とは、過去の取引や事象の結果として、ある特定の实体によって取得されている、または、支配されている発生可能性の高い将来の経済的便益である。」（SFAC6, par.25.）と定義し、「資産の本質的な特徴として、(1)資産は、単独でまたは他の資産と結び付いて直接的または間接的に将来の正味キャッシュインフローに貢献する能力を有する発生可能性の高い将来の便益であること、(2)特定の实体がその経済的便益を獲得することができ、その経済的便益に他の实体が接近するのを支配することができること、(3)その経済的便益に対する実体の権利や支配を付与する取引その他の事象が既に発生していることが挙げられる。」（SFAC6, par.26.）と示している。

この資産概念は、次のような変遷を辿って成立したと考えられる。

アメリカにおけるこの経済的便益を基礎とする資産概念は、1947年のVatterの『資金会計論』で資産の統一的把握のために提案された用役潜在力の概念を基本的な出発点としている。このVatterの資産概念は、Patonの資産とは实体にとって価値のあるものとする資産概念の批判の中から、価値よりも厳密な用役潜在力という概念を導いている。Vatterの資産概念は、1957年、Vatterも委員の1人であったアメリカ会計学会（AAA）の諸概念及び諸基準委員会が公表した『会社財務諸表に対する会計及び報告基準』（AAA会計原則）^{注14}に受け継がれ、更に、SFAC6の定義に非常に類似するといわれるSprouseとMoonitzによるARS3において、経済的便益として表現されることになる。その後、1970年のAICPA会計原則審議会（APB）の報告書第4号『企業の財務諸表の基礎をなす基本的概念と会計原則』（APB4）^{注15}で示された経済的資源の概念を踏まえて、SFAC6の最終的な資産概念に至っている。

SFAC6では、「すべての資産（経済的資源）が有する共通の特徴は、『用役潜在力』または『将来の経済的便益』であり、それらを利用する实体に用役または便益を提供する希少な能力である。」（SFAC6, par.28.）としているので、SFAC6における3つ資産の本質的特徴のうちで、最初に、検討される必要があるのは、経済的便益あるいは用役潜在力の概念である。

用役潜在力という概念は、先に示したように、VatterがPatonの資産概念における不明確さの批判から示したものであるので、Patonの資産概念に触れて、その問題点を確認していくことで、Vatterの用役潜在力概念の特徴を確認していくことにする。

Patonは、著書『会計理論』において、「財産 (property) という語は何を意味しているのか。要約すれば、財産は、特定の企業によって所有された物的 (material) あるいはそれ以外のすべての対価であり、企業にとって価値のあるものである。物質性 (materiality) が、何が資産であるか、または、何が資産でないかというようなテストではないというのは、企業実務によって一般的に認められる事実である。それ故、ある企業の財産には、土地、建物、機械、工具器具、貯蔵品、商品、現金等のような様々な有形の構造物及び財貨だけではなく、多様な権利も含まれる。ある種の権利には、個人、合資会社、有限会社及び政府への、用役、貨幣、あるいは、コモディティーに対する請求権がある。独占的特権やそのような種類の様々な状況が資産を生じさせる。非物質的な資産の例は、交互計算勘定 (book account)、約束手形、抵当権、株式、債券その他の有価証券、借地権、特許権、商標権、前払保険料等である。現在の企業活動の複雑な状況の下で、会計人は、非常に多種類の財産に遭遇している。しかし、それぞれの資産は、他の項目と多くの点で異なっているけれども、他のすべての資産と共通する1つの性質がある。即ち、資産は、特定の企業や実体にとって必ず価値があるということである。」^{注16}と述べている。

ここで、Patonは、財産の説明をしているが、『会計理論』の前に出版されたR.A.Stevensonとの共著書『会計学の原理』(1918年)では、「資産は、特定の企業によって所有された物的あるいはそれ以外のすべての対価であり、企業にとって価値のあるものである。」^{注17}と定義しており、『会計理論』と比べ、資産と財産の違いだけであるといえる。

従って、Patonの定義によれば、資産とは、実体にとって価値があるものであるといえる。

広義に、価値は、主体(個人や集団)の行動(意思決定)の指針(基準)となるもので、主体の欲求を満足させる客体(物体、状態、行為等)の性能(能力)に対して、主体によって付与された望ましさ(好ましさ)である^{注18}と定義できるので、これを企業に適用すれば^{注19}、次のようにいうことができる。企業の欲求(目的、動機)は利害関係者(貢献者)の欲求に関係しており^{注20}、企業との関係で利害関係者に共通する欲求は現金的報酬であるといえる^{注21}ので、企業の欲求も現金的(金銭的)利得の獲得である^{注22}といえ、従って、企業によって所有されているある客体(項目)が、現金的報酬を満たすことができる能力、即ち、キャッシュフロー創出能力があり、ある企業に望まれるならば、その客体は、企業にとって価値があるので、資産であるといえることができる。

確かに、すべての経済活動の基礎となるのは欲求の満足である^{注23}といえるので、この意味で、Patonの資産概念は、経済的な資産概念であるといえ、更に、上記のように解すれば、Patonの資産概念は現在の資産概念に類似したものと解釈することも可能である。

しかし、価値が、財の効用及び希少性という財に係る要素だけではなく、主体の欲求の緊急度や主体の能力等といった主体に係る要素にも依存している人格的概念であるといえ、それ故、Vatterは、価値が、主体の置かれた状況によって、変転きわまりないものであると批判し、それに対して、用役潜在力は、人格的概念ではなく操作的概念であると主張した^{注24}。

では、用役潜在力とは何か。Vatterによれば、用役潜在力とは、事業のプロセスを通じて欲求を満足させる能力のことである^{注25}。なお、効用を、ある欲求を充足するのに役立つある客体の性能であると定義した場合^{注26}には、用役潜在力は効用と同義ということになるが、効用が、主体の状況によって左右されるように定義される場合^{注27}には、用役潜在力と効用の概念は異なる^{注28}。ただし、まず、資産概念に重要なのは、ある項目のもつ欲求充足能力であるということである。

更に、Patonによる資産の定義は、Vatterによれば、「資産の存在の有無を確定するために行わなければならないことを明確にしておらず、資産をその他のものと区分する場合にどんなテストが行われるべきかを明確に規定していない。」^{注29}ということができる。

こうして、Vatterは、Patonの資産概念に有用性を認めつつも、定義に示されない点であるものが資産であるのかどうか左右されてしまうとして、「資産は本質的に経済的なものであり、それは、将来の事象に対して、変形されたり、交換されたり、貯蔵されたりできる用役潜在力の形で、将来の欲求の満足を具体化したものである。」^{注30}と定義する。この定義は、欲求の満身に役立つ能力というだけではなく、そうした欲求の満足を变形したり、交換したり、貯蔵するといった操作を通じて得ることができなければならないとしている。従って、Vatterの資産概念によれば、用役潜在力は、何らかの操作を通じて、欲求の満身に役立つものでなければならないのである。

これを資産と費用との関係について適用するならば、ある項目の用役潜在力が、何らかの操作を通じて、流出したものが費用であって、未だに、用役潜在力があるならば、資産であるということになる^{注31}。

ただし、Patonの資産概念においても、Vatterの資産概念においても、創立費や開業費は資産性を有している^{注32}。むしろ、Vatterの資産概念は、当時の、収益に未だに対応していない、即ち、未解決の原価であるという資産概念では、固定資産や繰延資産のような原価として把握可能な項目に対しての適合性は認められるが、現金や受取勘定のような原価でない項目には適合性がないと考えられるので、資産概念を統一的に把握することができないという問題を解決するために示されたものでもある^{注33}ので、繰延資産の資産性を認めることができるのは当然といえる。

Vatterの用役潜在力に基づく資産概念は、AAA会計原則において、「資産とは、特定の会計主体内の企業目的に充てられる経済的資源である。資産は、期待される事業活動に利用可能なあるいは有益な用役潜在力の総計である。」^{注34}という定義によって引き継がれることになる。

そして、資産概念における中心概念が価値概念^{注35}から用役潜在力概念へ移行したことは、概念的な精密化が図られたと考えることができるけれども、価値及び用役潜在力の概念に基づく資産概念においては、創立費や開業費は資産として把握され、更に、資産を単に用役潜在力として把握するような場合には、人的資源に対しても、自己創設のれんに対しても、資産性を認める可能性を内在しているということができる^{注36}。

Ⅳ 経済的便益以外の現在の資産概念の要件と創立費及び開業費の資産性

以上のように、資産を価値や用役潜在力から規定することは、経済の本質である欲求の満足との関係から適合性を有しているということが出来るが、価値という概念よりも、ある客体（項目）の有する欲求充足能力に限定する用役潜在力の概念の方が、概念的には厳密であるので選好されるということが出来る。しかし、資産を単に用役潜在力概念からのみ規定することは、あまりにも抽象的かつ一般的であるので、やはり、資産を限定するためには十分ではない。

Vatter及びVatterの影響を受けたAAA会計原則で示された用役潜在力を基礎とした資産概念を踏まえて、ARS3の資産概念、そして、SFAC6の資産概念へと発展していくわけである。その発展（精密化）の過程で、用役潜在力は、経済的便益という表現に変更されているけれども、本稿では、SFAC6（SFAC6, par.28.）及びDM7（DM7, par.100.）において、経済的便益と用役潜在力とを区分していないので、両概念は同質的な概念であると理解する見解^{注37}に従う。

さて、ARS3は、資産概念は経済的（希少である）資源と関係があるとした上で、「資産は、期待される将来の経済的便益で、これに対する権利が現在または過去の取引の結果、企業によって取得されたものを表す。」^{注38}と定義し、「創立費や試験研究費及び開発費は、有形の存在形態をとっていないが、将来の便益を生み出す、あるいは、包含しているので、資産の一種類となる。」^{注39}と述べている。このように、ARS3とSFAC6の資産概念が類似しているにも係らず、ARS3では、繰延資産の資産性を認め、SFAC6の資産概念の基でのSOP98-5では、その資産性を否定している。

そこで、ARS3とSFAC6における資産概念の比較から創立費等の資産性を否定する根拠を探していくが、経済的便益及び用役潜在力は欲求充足能力（企業に関していえば、キャッシュフロー創出能力）という意味で一致した概念であるということ、そして、経済的便益や用役潜在力の概念自体からは創立費や開業費の資産性を否定することはできないということを踏まえて、ARS3とSFAC6との資産概念の比較においては、経済的便益の概念自体を問題にしないことにする。

では、ARS3とSFAC6との違いはどこにあるか。

①ARS3では、期待されるという表現であるのに対して、SFAC6では、発生可能性の高いとなっている、②ARS3では、経済的便益に対する権利が取得されているという表現であるのに対して、SFAC6では、経済的便益が取得されているか、支配されているとなっている、③ARS3では、現在または過去の取引の結果という表現であるのに対して、SFAC6では、過去の取引や事象の結果となっている。この3つの相違の中に、創立費や開業費の資産性を否定する基礎（根拠）があるのであろうか。

3つの相違のうち、②と③について先に検討を加えた上で、①を検討していくことにする。

ARS3においては、企業によって取得されているという表現であるのに対して、SFAC6においては、更に、支配されているという要件が加わっている。ARS3では、取得されているということの特に説明していないので、SFAC6の支配されているという意味を確認していくことにする。

SFAC6における支配という概念は、ある項目からの将来のキャッシュインフローを獲得することができる実体の能力に関連している（SFAC6, par.184.）。そして、SFAC6によれば、公共の高速道路、消防や警察によってもたらされる経済的便益は、特定の実体（政府機関を除いて）の資産とはされない例である（SFAC6, par.188.）。このように支配の要件は、資産を経済的便益であると規定することだけよりも、資産を限定しているけれども、ここで問題となっている創立費や開業費に関していえば、そこから得られる経済的便益は、まさしく、排他的であり、他の実体に対して経済的便益をもたらさない。

次に、過去の取引または事象という要件から繰延資産の資産性を排除することはできるか。

ARS3では、現在または過去の取引の結果としてと表現されているもので、SFAC6では、現在という表現はなく、一方、取引の他に事象が含まれている。しかし、両者におけるこの規定の機能（目的）は、「ある実体の現在の資産がもつ将来の経済的便益と将来の資産がもつ将来の経済的便益とを区分するものである。」（SFAC6, par.190.）。創立費や開業費は、支出が生じており、また、企業が創立し、活動を行っているという事実が客観的証拠に基づいて示されるのであるから、明らかに、過去の取引あるいは事象の要件に適合するということができる。

従って、ARS3とSFAC6の3つの相違点のうち、②と③は、創立費や開業費の資産性を否定するための要件にはならないということができる。

それでは、①の相違点はどうか。ARS3における期待されるという意味とSFAC6における発生可能性の高いという要件の意味は、その経済的便益の発現には不確実性が必然的に伴うということの意味している^{注40}。そして、ARS3においては、その意味で期待されるという語が付されている。もし、それ以上の意味を発生可能性が高いが有していなければ、発生可能性の高い将来の経済的便益という規定からは、創立費や開業費の資産性を認めざるを得ないはずである。

実は、SOP98-5が創立費や開業費をはじめとするスタートアップコストを発生時に費用処理するという結論に至った根拠の1つは、この発生可能性の高いという点にあった。SOP98-5によれば、「公開草案に対するレスポンスの約半数が、スタートアップコストは資産として報告すべきであると信じている。〔省略〕AcSECは、実体が、将来の便益があるという期待によってスタートアップ活動及び組織創立活動に関係する原価を支払っていると信じている。しかしながら、AcSECは、研究開発活動に関係する原価のようなその他の原価についても同じことがいえると信じている。」

（SOP98-5, par.35.）とし、更に、「多くのAcSECのメンバーは、スタートアップコストが資産の定義に合致していると信じている。しかしながら、彼らは、資産の定義に合致する多くの項目が、不確実性を根拠に資産として認識されないということも気付いている。」（SOP98-5, par.37.）と示している。

確かに、SFAC6は、「不確実性は、将来の経済的便益を増加させる意図に関してではなく、経営者がそうすることに成功するかどうか、もし、成功するならばどの程度かということに関するもの

である。研究開発、広告、訓練、操業開始と開業前の活動、発展段階の営利企業、配置転換や再整理、及びのれんに対する一定の支出は、将来の経済的便益の事前評価（assessments）が特に不確実な種類の項目の例である。」（SFAC6, par.175.）と示している。そして、AcSECは、SOP98-5において、このSFAC6の規定を参考にして、創立費や開業費のような繰延資産に対しての支出は、将来の経済的便益を生じさせることができるかどうかといった事前評価が不確実であると判断して、その資産性を否定する1つの根拠としたのである。

ところが、発生可能性の高いということからは、創立費や開業費の資産性を排除できないように思われるのである。

SFAC6では、発生可能性の高いという意味を、確実でも立証されてもいないけれども、利用可能な証拠や論理に基づいて、合理的に期待されるか信じられるということであると示している（SFAC6, footnote 18.）。SFAC6における発生可能性が高いとは、経済的便益を変動させるような事象が、実際に、経済的便益を変動させるのか、変動させるとすればどの程度であるのかを、利用可能な証拠や論理に基づいて、合理的に期待できるということの意味する。

創立費や開業費は、利用可能な証拠や論理から発生可能性が高いといえないのだろうか。

既に示したように、創立費は企業の創立のための支出である。企業が経済活動を通じて、利益（または、キャッシュフロー）を創出するには、まず、企業が創立していなければならない。企業の存在がなければ、利益はない。ということであれば、企業が経済活動を行うことから得られる利益は、企業の創立を出発点とするのであり、そのための支出である創立費は、明らかに、経済的便益を有していると考えることができる。つまり、企業やその事業（活動）は、将来のキャッシュフローを創出する能力があり、そして、会計学において馴染み深い論理である継続企業を前提にする限り、創立費は企業が継続企業的前提にない場合を除いて、経済的便益を提供すると考えられる。

従って、過去の取引や事象の結果として、ある実体によって支配されている、発生可能性の高い将来の経済的便益であるというSFAC6の資産概念からは、創立費や開業費の資産性を否定するには十分ではないといわざるを得ない。

ただ、SFAC6の資産概念において、まだ、検討されていない部分がある。それは、経済的資源という概念からの検討である。

SFAC6は、「資産としての資格を与えられる項目は、通常、経済的資源と呼ばれ、消費、製造及び交換のような経済活動を遂行するのに有用な希少な手段である。」（SFAC6, par.27.）と示しているが、これは、発生可能性が高い将来の経済的便益である資産は経済的資源である示しているに過ぎないように思われる。つまり、資産とは経済的資源であり、経済的資源とは、発生可能性の高い将来の経済的便益であるというに過ぎない。とすれば、上述のように、経済的資源の概念からも創立費や開業費等の資産性を認めることになると結論付けることはできるし、また、AAA会計原則やARS3ではそのように解釈しているのであるから、不当ではなさそうである。

ただし、SFAC6の意図する経済的資源の概念は、AAA会計原則やARS3のそれよりも、APB4やDM7でのそれに基づいているようであるので、もう少し、検討を加えてみよう。

APB4によれば、経済的資源とは、経済活動を実行するのに役立つ希少な手段であり、(1)生産資源（①原材料、工場、備品、天然資源、特許権や同種の無形資産、のれん、用役及びその他の生産に利用される資源、②他の実体の資源を利用する契約上の権利と同様に材料、工場及び備品を他の実体から入手する権利）、(2)製品（交換を待機している財とまだ生産中の部分的に完成した財）、(3)貨幣、(4)貨幣を入手する請求権、(5)他の実体に対する所有主持分が含まれる（APB4, par.57.）。また、DM7によれば、経済学上の経済的資源には、天然資源（土地、鉱物、木材等）、消費財や追加的資本財を生産するために労働が附加されている人口資源（資本財）、労働や時間も含まれ、製品（生産物）は、他の生産者の資本財でない場合には、経済的資源から除かれているのに対して、会計学上はこれらのすべてを含む（DM7, par.98.）。

確かに、APB4及びDM7によって示された経済的資源の内訳に、創立費等の繰延資産は明示されていない。前払費用等を除いた繰延費用は、経済的資源ではないといわれるが、これは、経済的資源の定義次第なのである。経済的資源が経済活動に有用な希少な手段ということであれば、例えば、企業を成立させた創立費は企業そのものに含まれるもので、明らかに、企業は、経済活動にとって有用なのであるから、創立費等は資産性があると結論付けるのが妥当であろうと思う。

SFAC6に示された資産の本質的特徴からは、創立費や開業費は、資産性を有することになると考えられるが、貸借対照表上、資産として扱われないとすれば、その根拠として考えられるものは、認識規準を満たしていないからであるとも考えられる。言い換えれば、FASBにおける資産の本質的特徴は、発生可能性の高い経済的便益、経済的便益に対する支配、過去の取引あるいは事象の結果の3つであるが、実際に、貸借対照表上の資産となるものは、1984年のSFAC5『営利企業の財務諸表における認識と測定』において示されているように、ある項目が、資産としての3つの本質的特徴を有しており、かつ、測定可能性、目的適合性、信頼性を有している必要がある（SFAC5, par.63.）。

この認識規準のうち、測定可能性については、論者によっては、資産の定義に含めている。その例としては、次のものがある。1964年のイリノイ大学スタディーグループ『基礎的会計公準及び原則についての報告書』では、「資産は、企業の取引から生じた企業の権利及び資源であり、企業にとって現在または将来の便益をもち、貨幣単位で表現可能なものである。」^{注41}と示され、また、R.Anthony他『会計学』では、「資産とは、ある実体によって支配され、かつ、取得時点での原価（あるいは公正価値）が客観的に測定され得る経済的資源である。この定義における3つの重要なポイントは、(1)資産は、経済的資源でなければならないということ、(2)その資源は、実体によって支配されていなければならないこと、(3)取得時点での原価（あるいは公正価値）が客観的に測定可能でなければならないことである。」^{注42}と示されている。

このように、資産の定義に測定可能性を含めているものもある。従って、3つの本質的特徴に加えて、貸借対照表上の資産の要件としての、即ち、認識要件としての測定可能性が、創立費や開業費を貸借対照表上の資産から除くことになるのか。結論は明らかで、創立費や開業費について、決算時点の価値評価は困難であっても、取得原価が存在しているので、測定可能性の点から資産性がないということとはできないと考えられる。

V 分離可能性概念と創立費及び開業費の資産性

以上のことから、SFAC6における資産の本質的特徴の3つの要件、更には、測定可能性の要件では、繰延資産を資産から排除できないといわざるを得ない。言い換えれば、資産を、過去の取引や事象の結果として、特定の実体に支配されている、発生可能性の高い、しかも、測定可能な将来の経済的便益であると定義しても、創立費や開業費を資産から排除することはできない。

SOP98-5は、1970年のAPB意見書第17号『無形資産』（APBO17）^{注43}における「具体的に識別可能でない無形資産、不確定の償還期間を有している無形資産、または、のれんのように、継続企業に内在し、全体としての企業に関連している無形資産を開発し、維持し、回復するための原価は、発生時に利益から控除しなければならない。」（APBO17, par.24.）という見解を引用した上で、「このSOPで定義されたようなスタートアップコストは、これら3つのすべてに合致する。これらは、具体的に識別可能ではなく、不確定の償還期間を有しており、そして、継続企業に内在して、全体としての企業に関連する。」（SOP98-5, par.38.）として、創立費や開業費等を発生時に費用処理する根拠としている。この見解で重要な点は、企業に内在し、全体としての企業に関連する項目は資産性を有しないということであるが、SFAC6で明示されているわけではない。

では、企業に内在しており、全体としての企業に関連する項目を資産から除くための要件は何かということになる。SFAC6の資産概念には取り入れられなかったが、DM7では、交換可能性あるいは分離可能性という要件を追加することも提案されていた（DM7, par.91.）。これこそが、上記の創立費や開業費といった項目の資産性を否定する正当な根拠であると考えられる。分離可能性及び交換可能性の概念は、MacNealやChambersらによって提案されており、そこでは、創立費や開業費といった繰延資産やのれんの資産性は認められていないのである。むしろ、彼らの資産概念は、こうした項目の資産性を否定するために、分離可能性や交換可能性といった制約を加えているといってもよさそうである。なお、分離可能性と交換可能性とは、非常に類似した概念であるが、本来、混同されてはならない。両者の定義をするならば、「分離可能性は、ある資源が実体全体または実体の主要な部分から切り離すことができるということを意味し、交換可能性は、ある資源が分離可能で、かつ、独自の処分価値を有することを意味する。」^{注44}とすることができる。つまり、前者は売却時価があるかどうかには全く関係なく、ただ、ある特定の実体からその項目を切り離すことができるかどうかのみ依存している。

以下では、この分離可能性という概念が、どのような意味をもち、また、どのような根拠から導かれるかについて、Chambersの見解から明らかにしていく。

Chambersは、著書『会計、評価及び経済行動』において、「資産とは、ある実体の保有下にある分離可能な手段である。」^{注45}と定義しており、手段とは、効用（緊張を取り除くのに役立つこと＝欲求充足能力）をもつ希少な財（時間、体力と精神力、何らかの天然資源及びそれらの結合物を含む）である^{注46}と述べている。また、Chambersによれば、「すべての参加者の期待を満足させることが、企業の存続の条件で」^{注47}あり、「企業の利害関係者の参加を促進し、維持するための能力は、この企業が財や用役の一定単位の販売によって現金を創出する能力に依存している。」^{注48}といえ、それ故、企業が、ある手段を取得し、保有するのは、ある手段が現金を創出することに、直接あるいは間接に、役立つということからである^{注49}。

従って、Chambersにおける手段という概念は、現在の資産概念と基本的に差のないものと考えられるが、Chambersの資産概念は、上述のように、単なる手段ではなく分離可能な手段という条件が付加されている。

この分離可能性を、Chambersは、「いかなる時点であれ、交換や生産の過程で他の手段に転換される可能性をもつか、贈与の対象となる手段を意味する。この場合には、一定時点における個人の潜在的な能力は、個人を離れて存在しないのであるから、分離可能ではない。」^{注50}と述べている。しかし、これは、交換可能性と同義ではない。Chambersにおける分離可能性は、手段を保有する実体から分離することが可能であるということなのである。例えば、仕掛品は、現在の状態では、売却時価はないが、それが生産過程を通じて製品となれば、売却時価を有する可能性があるので、分離可能性があるといえる。

この分離可能性概念を資産概念に組み込むことは、Chambersにおいて、最適適応という考えから導かれている。最適適応の基礎は、人間行動に関する検討の結果として示されている。Chambersは、まず、ホメオスタシス（恒常性）としての人間を想定している。ホメオスタシスというのは、常に変化する内的及び外的環境の影響を受けながらも、個体やシステムの秩序を安定した状態に保とうとする働きをいい、それ故、行動の目的は、環境の変化という刺激による様々な緊張を取り除くことで安定した状態を保つということにあり、こうした緊張のない状態（または、緊張の少ない状態）、即ち、望ましい状態に向けられる^{注51}。望ましい状態という目的を達成するためには、手段を犠牲にすることが不可欠であり^{注52}、通常、最小の犠牲で特定の満足を達成するか、特定の犠牲で最大の満足を達成すると期待する行動が選択される^{注53}。つまり、能率性に基づいた行動が行われる^{注54}。そして、環境の変化による緊張を排除するという適応行動にあたって、能率的な選択をすることが、最適適応ということである^{注55}。それ故、最適適応は、完全に望ましい状態、即ち、将来の適応行動の必要性がない状態を意味するのではない^{注56}。当然、人間に限らずあらゆる主体の行動は、利用可能な手段によって制限される。

最適適応は、あらゆる主体の様々な行動の前提と考えられるけれども、会計に関する限り、その最適適応を行う環境を制限する必要がある。経済環境（経済活動における最適適応に係る環境）、厳密には（特に、企業を想定する場合）、市場という環境である。Chambersは、「市場によって与えられた情報に反応して、市場で行動者が行う行動を対象としているのである。」^{注57}と述べ、「市場社会における個人は、間接的な交換を通じ、支配的な環境に適応する。」^{注58}と述べている。

ある人に欲求が生じた場合、その欲求を満たすことができる手段を保有しているならば、市場に参入することなく、その手段を利用する（欲求に充当する）であろう。しかし、その欲求を満たすことができる手段を保有していないならば、市場において（交換を通じて）、保有する手段をそのままの状態であるか、保有する手段のいくつかを結合した生産した手段の状態であるかを問わず、その欲求を満たすことができる他の手段を獲得するために、自らの保有する手段を犠牲にする。常に生じる多様な欲求の満足のために、人は、交換の機会を探すのである。

主体の保有下から手段を解放するという犠牲によって、市場という環境に適応するのであるから、実際の市場という環境に適応するための手段は、主体から分離可能なものでなければならず、そこに、資産概念に分離可能性の要件を加える根拠がある。

人の能力は、ある手段を他の手段へと変換するという生産において、重要な役割を有しており、その意味では、人の能力というのは手段であるように思われるけれども、実際には、人の能力そのものではなく、生産過程で新たな手段（生産物）に変換したものは、人の能力からもたらされる用役なのである^{注59}。人の能力自体は、適応行動のために犠牲にすることはできない。人の能力自体はその変換を通じて、市場に流出することはない。例えば、仕掛品には、明らかに、人の能力そのものは含まれていない。適応行動にとって、その主体の能力は重要であるけれども、その能力はその主体からは分離することはできないのである。

Chambersの資産概念は、市場への適応行動から導き出されており、自給自足経済を営む主体を除きすべての主体は、市場への適応を通じて、欲求の満足を図るのであるということに立脚して、主体の保有から他の保有にその手段の能力を引き渡すことができる手段に限定される。Chambersは、「富は、ある人に保有されるものによって表現される満足の一般的な能力であると思われるかもしれない。そのように考えると、富は、効用の個人的評価に関連した主観的な観念である。市場経済において、富の重要な概念と測定値は、保有されている分離可能な財の貨幣等価額、つまり、売った場合の市場価格の金額である。この意味で、富は、個人の中に具現化されている技能や潜在能力を含まない。これらは、いかなる時点であっても、引き渡されていないし、決して引き渡されることはないであろう。〔省略〕市場と市場において行動するための彼の能力の関係からは、それらは意味をもたない。」^{注60}と述べている。

そして、Chambersの分離可能性によって、企業や事業部門から切り離すことができない項目は、資産とはならないのである^{注61}。

以上、Chambersにおける分離可能性の意味と根拠を概説したが、整理すると次の通りである。

Chambersの資産概念は、あらゆる主体の行動は、適応を目的としているという受け入れられる前提から出発し、企業をはじめとする市場への適応行動のために、それぞれの主体は、自らの保有する手段を利用するが、市場への適応は、単独の手段を市場に提供することを通じて、あるいは、諸手段を結合して生産された新たな手段を市場に提供することを通じて達成されるのであるから、企業そのものから分離不可能な項目、即ち、企業そのものの能力に係る項目は、市場への適応のために、直接的に利用できず、それ故、企業そのものの能力に係る項目は、分離可能な手段へと変換してはじめて適応行動に利用可能となり、創立費や開業費、更には、のれんは、通常、企業あるいは事業部門に内在しているもので、それらは、生産過程を通じて、分離可能な手段に変換した場合のみ、適応行動に適合的な手段となるので、企業の適応行動を前提とする限り、こうした項目自体は資産として不適格であると考えざるを得ないのである。

企業とその資産とを区分することに分離可能性の重点があり、それは、SOP98-5等によって実際に機能しているものであり、DM7でも提案されながら、SFAC6で採用されなかったのはなぜか。それは、分離可能性の概念が、多くの誤解とともに、批判されてきたからである。とりわけ、そこでの誤解は、分離可能性と交換可能性を区分していない点から導かれるものが多い。DM7でも、分離可能性や交換可能性を検討しているが、その表題では、交換可能性とされながらも、そこで示されているこの概念を支持する見解は、どれも分離可能性を主張しているものに対して、それを批判する見解は、以下でみるように、多くが交換可能性に対するものであった。

DM7において示された分離可能性に対する批判的見解を要約すれば、次の通りである（DM7, pars.138-147.）。①交換は、経済的資源から便益を獲得するための1つの方法に過ぎず、交換を基本的に考慮していない固定資産のような項目は、キャッシュフローを交換によってではなく、使用によって獲得するのであるから、交換を前提とする分離可能性は、特に、固定資産に対しては不適格である、②分離可能性の概念は、売却時価がないものを資産から除くので、売却時価を有しない場合が多い固定資産を資産から除いてしまうことになる、③分離可能性は、資産をあまりにも狭くしてしまう。

しかし、交換をするかどうかは資産の定義は左右されるべきではない、即ち、交換を前提とすべきでないという批判は、Chambersの観点からいえば、ある手段を用いることよりも、より望ましい手段を用いることが能率的である場合、その保有している手段を売却できればして、後者のような手段に投資するという意味であり、保有している手段を交換しなければならないということを前提としているわけではない。実際の企業も、不必要な手段を処分し、必要な手段に切り替えるということは現実的である。つまり、分離可能性が要請しているのは、企業が手段を交換したいと考える時に、交換できるということが必要なだけであるので、売却する意思があるとかないとかは全く関係ないのである。

また、資産の定義に関する限り、売却時価で評価できないものを除くとは、Chambersは述べていない。Chambersも指摘しているように、資産の定義とその測定とは区分して用いられているのである^{注62}。確かに、Chambersは、売却時価を資産の測定（評価）に用いることを提案しているけれども、これは測定の問題であって資産の定義の問題ではない。資産の定義と測定問題を切り離すべきでないという論者によっては、その点は問題となると思われるが、FASBもそのような点から資産概念を示しているので、重要な批判には該当しない。

このような批判に加えて、分離可能性の概念は、資産概念を限定し過ぎるという。しかし、分離可能性によって、現在の資産の本質的特徴を有するもののうち除かれるものは、主として、のれんや一部の繰延資産と無形資産である。むしろ、借方項目に対して、何を資産とし、何を費用とするかの判断にあたって、無制限であることは適切ではない。現在の資産の定義や本質的特徴において、どこまで資産を限定し得るのか、そこが問題なのである。

VI おわりに

以上、本稿は、現在のSFAC6における資産概念の問題点を創立費や開業費の資産性を手掛かりとして検討した。検討にあたって、まず、SFAC6の資産概念の基礎となっている経済的便益の概念の特徴を、その類似概念である価値から用役潜在力、そして、経済的便益による資産概念のアメリカにおける変遷（精密化の過程）を辿って検討し、また、経済的便益という要件以外のものについては、SFAC6の資産の定義と類似した定義を示しているARS3との比較を基に行った。その結果、SFAC6における資産概念からは、創立費や開業費といった項目の資産性を否定することはできないあるいは十分でないことが確認された。

そして、SFAC6の資産概念の成立に先立ち公表されたDM7で提案された分離可能性の概念の検討を行った。なぜなら、創立費や開業費といったスタートアップコストの発生時費用処理を規定したSOP98-5の根拠の1つと考えられるからである。この分離可能性の概念の検討は、その主たる主張者であるChambersの見解から検討を加えた。その結果、資産概念の明確化に対して、分離可能性の概念が有効であり、また、その概念の前提である市場への企業の適応行動という点に関しても現実的なものであると考えられた。

従って、資産概念の明確化にあたって、分離可能性の概念を追加する意義が認められ、この概念が、SOP98-5の根拠として実質的に機能していること、更に、分離可能性の概念に対する批判も十分のものとはなっていないと考えられることから、資産概念に分離可能性を取り入れる根拠は十分にあるように思うのである。

注¹ 1993年に、W.P.Schuetzは、「FASBの定義は、あまりにも複雑で、抽象的で、無制限で、包括的で、不明確であるので、我々は、資産の定義を問題解決のために利用できない。〔省略〕この定義は、何が資産であるかを識別するために利用できず、何が資産であるかを決定するためには役に立たない。〔省略〕ほとんどすべてのものあるいはあらゆるものが資産の定義に適合されうる。」(Schuetz, W.P., "What Is Asset?," *Accounting Horizons*, vol.7., No.3., September, 1993, p.67.)と述べている。

注² 現在、スタートアップコストの会計処理について、イギリスでも、緊急課題処理委員会 (UITF) の要約書第24号『スタートアップコストの会計処理』(2000年)で、発生時費用処理と規定されている (UITF Abstract 24, pars.5-6.)。

注³ FASB, *Statements of Financial Accounting Concepts No.6.*, "Elements of Financial Statements," 1985. (平松一夫訳『FASB財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社、2002年。)

注⁴ 創立費の資産性を認めるものには、次のものがある。

Welsch, G.A., & C.T.Zlatkovich, *Intermediate Accounting*, 8th ed., Irwin, 1998, pp.537-538.

創立費の資産性を否定するものには、次のものがある。

Wolk,H.I., et al., *Accounting Theory*, 5th ed., South-Western College, 2001, p.337.

注⁵ Paton, W.A., *Accounting Theory*, reprinted, Scholars Book Co., 1973.

注⁶ Vatter, W.J., *The Fund Theory of Accounting and its Implications for Financial Reports*, The University of Chicago Press,1947. (飯岡透他訳『バッター資金会計論』同文館、1971年。)

注⁷ Sprouse, R.T., & M.Moonitz, *Accounting Research Study No.3.*, "Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises," AICPA, 1962. (佐藤孝一他訳『アメリカ公認会計士協会 会計公準と会計原則』中央経済社、1962年。)

注⁸ Miller, M.C., et al., *Accounting Theory Monograph No.7.*, "The Definition and Recognition of Assets," Australian Accounting Research Foundation, 1988, par.2.60. (太田正博他訳『資産の定義と認識』中央経済社、1992年、50頁。)

注⁹ FASB, *Discussion Memorandum No.7.*, "An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting : Elements of Financial Statements and Their Measurement," 1976. (津守常弘監訳『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、1997年。)

注¹⁰ MacNeal, K., *Truth in Accounting*, reprinted, Scholars Book Company, 1970.

注¹¹ Chambers, R.J., *Accounting, Evaluation & Economic Behavior*, Scholars Book, 1966. (塩原一郎訳『現代会計学原(上・下)』創成社、1984年。)

注¹² 商法上の繰延資産の規定は、平成14年改正に伴い法務省令(商法施行規則)で規定される予定である。商法施行規則改正案(法務省のホームページhttp://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJI29/pub_minji29.htmlから改正案はダウンロードできる)の第35条~41条を参照。

注¹³ なお、我が国の開業費の範囲は、開業準備のための直接的支出に限定されるというのが通説である。

注¹⁴ AAA, *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements - 1957 revision*, 1957. (中島省吾訳編『増訂A.A.A.会計原則』中央経済社、1964年。)

注¹⁵ AICPA, *Statement of the Accounting Principles Board No.4.*, "Basic Concepts and Accounting Principles underlying Financial Statements of Business Enterprises," 1970. (川口順一訳『企業会計原則』同文館、1973年。)

注¹⁶ Paton, W.A., *Accounting*, pp.30-31.

注¹⁷ Paton, W.A., & R.A.Stevenson, *Principles of Accounting*, reprinted, Arno Press, 1978, p.18.

注¹⁸ 拙稿「資産評価における市場価値の有用性」『商学研究論集(明治大学大学院商学研究科)』、2002年、第17号、3頁。

注¹⁹ 會田義雄は、「欲望充足概念は企業体のみならず、個人についてもいいうことは認めるとしても、その前提として『企業の』欲望充足と断っているかぎり、企業実体を前提として、そのサービス(用役)について企業の欲望充足概念をおきかえることは、あながち批判にあたらないようにも考えられる。」(會田義雄稿「会計学上の資産の本質と評価論」『三田商学研究』、1975年、第17巻、第6号、9頁。)と述べている。

注²⁰ H.A.Simonは、著書『経営行動』（Simon, H.A., *Administrative Behavior*, 4th ed., Free Press, 1997. 松田武彦他訳『経営行動（第3版）』ダイヤモンド社、1989年。）において、組織の活動に参加する人々は、個人的動機をもって組織に参加しており（*ibid.*, p.14. 『同上訳書』、20頁。）、組織活動が個人的な目標に直接あるいは間接に貢献する時に、その組織の構成員となるのを受け入れるのであって（*ibid.*, p.140. 『同上訳書』、142頁。）、組織が彼らに提供する誘因（報酬）と引き換えに組織に貢献している（*ibid.*, p.141. 『同上訳書』、144頁。）といえ、それ故、組織目的は、間接的には、すべての参加者の個人的目的である（*ibid.*, p.15. 『同上訳書』、21頁。）と述べている。

注²¹ Chambers, R.J., *op.cit.*, pp.188-189. (塩原『前掲訳書（下）』、259頁、262頁。)

Lee, T.A., *Cash Flow Accounting*, Van Nostrand Reinhold, p.85. (鎌田信夫他訳『現金収支会計』創成社、1989年、112頁。)

注²² T.Veblenは、「企業の動機は、金銭的利得 (pecuniary gain) である。」(Veblen, T., *The Theory of Business Enterprise*, Routledge/Thoemmes, 1994, p.20. 小原敬士訳『企業の理論』勁草書房、1965年、19頁。)と述べている。

注²³ C.Mengerは、「あらゆる経済理論の研究の出発点は、欲求する人間の本性である。欲求がなければ、経済も国民経済も、また、それについての科学も存在しないであろう。欲求は、あらゆる人間経済の究極の根拠であり、欲求の満足が、我々にとってもつ意義は人間経済にとっての究極の尺度であり、欲求の満足の確保は人間経済の目標である。」(Menger, C., *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*, 2.Aufl., Wien und Leipzig, 1923, s.1. 八木紀一郎他訳『一般理論経済学(1)』みすず書房、1982年、27頁。)と述べている。

M.Weberは、「行為が、経済的な志向をもっているというのは、それが、主観的に思念された意味から、効用サービスの欲求への配慮に向けられている場合、その限りでの行為を指す。」(Weber, M., *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5.Aufl., rev., Mohr, 1980, s.31. 尾高邦雄責任編集『ウェーバー』中央公論社、1994年、301頁。)と述べ、「経済行為の定義は、近代の営利経済を包括するようなものでなければならない。従って、消費者需要とその満足から出発してはならない。そうではなくて、我々は、次の事実から出発するものでなければならない。即ち、一方では、あらゆる貨幣獲得欲求に動かされる場合でさえあてはまるが、効用サービスということがその目的なのだという事実、そして、他方では、純粋な、原始的な欲望充足経済でさえそうであるが、この欲求に動かされて、何らかの配慮によって、確実な欲求充足を求めようとするという事実である。」(*ibid.*, s.31. 『同上書』、302頁。)と述べている。

W.J.Vatterは、「すべての経済活動あるいは財務活動の目的は、欲求を満足させることにあることを認めなければならない。」(Vatter, W.J., *op.cit.*, p.16. 飯岡他『前掲訳書』、28頁。)と述べている。

Simonは、「経済学は、〔省略〕人や社会が、その物質的な欲求 (needs) や欲望 (desires) を満足しようとする方法を扱う社会科学である。」(Simon, H.A., *An Empirically Based Microeconomics*, Cambridge University Press, 1997, p.13.)と述べている。

注²⁴ Vatter, W.J., *op.cit.*, p.16., p.18. (飯岡他『前掲訳書』、29頁、32頁。)

注²⁵ *Ibid.*, p.16. (『同上訳書』、29頁。)

注²⁶ Menger, C., *op.cit.*, s.106. (八木他『前掲訳書』、161頁。)

Rosenberg, J.M., *Dictionary of Business & Management*, John Wiley & Sons, Inc., 1993, p.352.

注²⁷ Kam, V., *Accounting Theory*, 2nd ed., John Wiley & Sons, 1990, p.102.

注²⁸ Vatter, W.J., *op.cit.*, p.16. (飯岡他『前掲訳書』、29頁。)

注²⁹ *Ibid.*, p.14. (『同上訳書』、26頁。)

注³⁰ *Ibid.*, p.17. (『同上訳書』、31頁。)

注³¹ Vatterは、「資金の操作は、その操作の目的が何かに係らず、一定の経路を通じて、確保された用役を転換し、解放することに関連している。費用とは、単に、ある期間にわたって、これらの経路の中への転換された用役の流出あるいは解放である。」(*ibid.*, p.22. 『同上訳書』、39頁。)と述べている。

注³² Paton, W.A., *Accounting*, p.31.

Vatter, W.J., *op.cit.*, p.17. (飯岡他『前掲訳書』、30頁。)

注³³ *Ibid.*, pp.15-16. (『同上訳書』、26~28頁。)

注³⁴ AAA, *op.cit.* (中島『前掲訳書』、132~133頁。)

注³⁵ Paton以外に、資産概念を価値概念で説明しているものとして、『SHM会計原則』（Sanders, T.H., H.R.Hatfield, & U.Moore, *A Statement of Accounting Principles*, Haskins & Sells Foundation, Inc., 1938, p.58. 山本繁他訳『SHM会計原則』同文館、1979年、60頁。）を挙げることができる。

注³⁶ 青柳文司著『現代会計学』同文館、1974年、99頁。

會田『前掲論文』、9頁。

注³⁷ 用役潜在力と経済的便益とを基本的に同一視しているものには、以下のものがある。

古賀智敏著『価値創造の会計学』税務経理協会、2000年、59頁。

Wolk, H.I., et.al., *op.cit.*, p.337.

Vatterの用役潜在力とSFAC6における経済的便益の概念を基本的に同一視しているものには、以下のものがある。

小林秀行稿「財務諸表構成諸要素の定義と相互関係」『産業経理』、第59巻、第3号、1999年、37～38頁。

VatterやAAA会計原則における用役潜在力とARS3における経済的便益の概念を基本的に同一視しているものには、以下のものがある。

佐藤孝一稿「資産会計の意義」黒澤清他監修『体系制度会計第2巻 資産』中央経済社、1977年、9頁。

清水宗一著『資産会計論』森山書店、1980年、55頁。

森川八洲男『財務会計論（改訂版）』税務経理協会、1991年、248～249頁。

注³⁸ Sprouse, R.T., & M.Moonitz, *op.cit.*, p.20. (佐藤他『前掲訳書』、133頁。)

注³⁹ *Ibid.*, p.22. (『同上訳書』、137頁。)

注⁴⁰ *Ibid.*, p.20. (『同上訳書』、135頁。)

注⁴¹ A Study Group at The University of Illinois, *A Statement of Basic Accounting Postulates and Principles*, The University of Illinois, 1964, p.16.

注⁴² Anthony, R.N., et al., *Accounting: Text and Cases*, 10th ed., McGraw-Hill, 1994, p.36.

注⁴³ なお、現在、アメリカにおける無形資産の会計基準は、FASBが2001年に公表した財務会計基準書（SFAS）第141号『企業結合』及び第142号『のれんその他の無形資産』がある。

注⁴⁴ Miller, M.C., et al., *op.cit.*, par.3.31. (太田他『前掲訳書』、75頁。)

注⁴⁵ Chambers, R.J., *op.cit.*, p.103. (塩原『前掲訳書（上）』、143頁。)

注⁴⁶ *Ibid.*, p.46., p.56. (『同上訳書』、64～65頁、78頁。)

注⁴⁷ *Ibid.*, p.188. (塩原『前掲訳書（下）』、259頁。)

注⁴⁸ *Ibid.*, p.189. (『同上訳書』、262頁。)

注⁴⁹ *Ibid.*, pp.198-199. (『同上訳書』、276～277頁。)

注⁵⁰ *Ibid.*, pp.103-104. (塩原『前掲訳書（上）』、143頁。)

注⁵¹ *Ibid.*, pp.20-21. (『同上訳書』、26～27頁。)

注⁵² *Ibid.*, p.41. (『同上訳書』、56頁。)

注⁵³ *Ibid.*, p.44., p.56. (『同上訳書』、60頁、78頁。)

注⁵⁴ Simonは、すべての合理的行動の意味に含まれている1つの原則が能率性であり（Simon, H.A., *Administrative*, p.12. 松田他『前掲訳書』、18頁。）、合理的な意思決定は、常に、代替的選択肢の能率の比較を必要とする（*ibid.*, p.75. 『同上訳書』、81頁。）と述べ、能率の基準は、一定の（限られた）資源（手段）の使用から最大の結果（価値）を生む代替的選択肢の選択を要求する（*ibid.*, p.75., p.256. 『同上訳書』、81頁、229頁。）と述べている。

注⁵⁵ Chambers, R.J., *op.cit.*, p.56. (塩原『前掲訳書（上）』、78頁。)

注⁵⁶ *Ibid.*, p.44. (『同上訳書』、62頁。)

注⁵⁷ *Ibid.*, pp.68-69. (『同上訳書』、94頁。)

注⁵⁸ *Ibid.*, p.81. (『同上訳書』、111頁。)

注⁵⁹ *Ibid.*, p.104. (『同上訳書』、144頁。)

注⁶⁰ *Ibid.*, pp.70-71. (『同上訳書』、97～98頁。)

注⁶¹ *Ibid.*, p.209. (塩原『前掲訳書（下）』、294頁。)

注⁶² *Ibid.*, p.104. (塩原『前掲訳書（上）』、144頁。)